

# 消費者被害注意情報

201904号

令和元年12月18日  
 島根県消費者センター  
 空岡(啓発)・坪内(相談)  
 Tel:0852-22-5103  
 Fax:0852-32-5918  
 E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp

## 「定期購入」に関する相談が増えています

通信販売を利用される際は、契約内容や解約条件をよく確認しましょう

お試し500円!

「お試し」のつもりが実は「定期購入」だった・・・

一か月分お試し

スマートフォンのSNSに表示された広告やホームページで「お試し価格」といった表示に惹かれて申し込んだら実は定期購入になっていた。支払いたくない、解約したいが事業者と連絡がとれない等の定期購入に関する相談が増加しています。

実質0円!

前年度同時期と比べ約2倍のペース

◇島根県消費者センターおよび市町村の消費生活相談窓口寄せられた通信販売サイトにおける「定期購入」に関する相談は、2018年度は1年間で131件で、このうち上半期(4~9月)には60件の相談がありました。今年度は上半期だけで既に約120件の相談が寄せられています。  
 国民生活センターの発表資料によると、定期購入に関する相談は5年前の2014年度(1,786件)に比べ、2018年度(21,693件)は約12倍に増加しており、スマートフォン等の普及によって通信販売が気軽に行えるようになったことに伴い、定期購入に関わるトラブルも増加しています。

返金保証

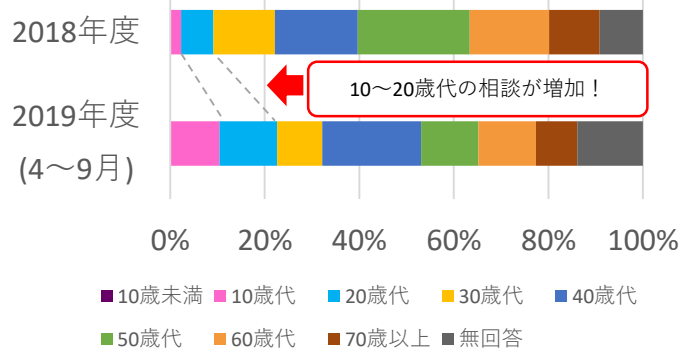


図1：定期購入に関する相談件数(全国、PIO-NET入力分)  
 (国民生活センター発表資料より)

若年者からの相談が増加している傾向も

◇また、今年度の相談の傾向として若年者からの相談が増加していることが挙げられます。  
 これは、若年者層におけるスマートフォンの普及とともに、「1回だけのお試し」であれば、中高生のお小遣いでまかなえる額が掲示されているからです。

図2：定期購入に関する年齢別相談割合(県消費者センター受付分)



### アドバイス

定期購入になることを意図的に分かりにくく表示している事業者もみられます。  
 ネット通販では、申し込む前に次の点を確認しましょう。  
 ○「定期購入が条件となっていないか」など契約内容の確認  
 ○「解約・返品の可・不可、時期、状態」などの解約条件の確認  
 その他、申込み画面や業者との記録はスクリーンショットを撮るなどして残しておくようにしましょう。  
 トラブルになった場合は、お近くの消費生活センター等へご相談ください。

